

沿線6区市長の要望について回答しました。
- 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間） -

記者発表資料

10月25日、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の計画案に関する沿線区市の共通課題として、沿線6区市長から共同声明が出されました。あわせて「外環計画における諸課題の解決について」の要望が出され、国土交通省及び東京都は、本日11月27日、沿線6区市に対し回答しました。

主な回答は下記のとおりです。

ジャンクション・インターチェンジ周辺の環境整備について

インターチェンジへのアクセスおよび周辺の交通分散を図るため、周辺道路整備等を合わせて行うことが必要であると考えています。今後、沿線区市及び関係機関と協議・調整を図り、外環に関連して整備の必要性の高い周辺道路についての検討を進め、適切な役割分担のもとに、沿線住民の理解と協力を得ながら事業化を図っていきます。

外環計画により影響を受ける事項や今後の取り組みの流れについて

外環の整備に合わせ地域のまちづくりを進めていくことは、沿線地域の安全性や快適性の向上、環境改善に寄与し、地域の活性化を図る上で重要であると考えています。各区市が主体的に進める地域のまちづくりに関して、円滑かつ効率的な進捗を図るため、まちづくりの構想段階からまちづくり協議会の設立する場合におけるアドバイザーの派遣、計画立案、事業実施等に係る技術的協力や、適切に補助制度を活用できるよう、支援に努めていきます。

今後もPI外環沿線会議や、地域毎のPIを行うなど、沿線区市や住民のみなさんの意見を聴きながら検討を進めていきます。

外環計画における諸課題の解決に対する回答の詳細については、別紙のとおりです。

平成18年11月27日
国土交通省関東地方整備局
東京都都市整備局

発表記者クラブ

都庁記者クラブ	国土交通記者会
国土交通省建設専門紙記者会	国土交通運輸記者会
竹芝記者クラブ	横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会	

問い合わせ先

国土交通省東京外かく環状道路調査事務所	副所長	かわばた 川端	みちお 道雄
電話：03-3707-3896	調査課長	いしい 石井	ひろあき 宏明
東京都都市整備局都市基盤部外かく環状道路担当課長		やました 山下	ゆきとし 幸俊
電話：03-5388-3326（都庁内線		30-470）	

外環計画における諸課題の解決について（回答）

第1 総括的事項

1 基本取り組み姿勢

国土交通省と東京都では、東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)について、計画の初期段階からP I外環沿線会議などの場を通じて幅広く意見を聴きながら、その必要性から検討を行ってきました。

現在、高架構造から地下構造への都市計画変更手続きを進めている段階ですが、渋滞緩和等の観点からの必要性を認識して頂くとともに、地下方式を基本とする計画案について、一定の評価を頂いております。今後、沿線地域住民の安全と安心の確保、良好な自然及び生活環境の維持、地域の活性化や利便性向上等の視点からの共通課題について、沿線区市と一体となって取り組むとともに、これまで以上に、地域のみなさまの意見を十分に聴きながら、検討を進めていきます。

2 沿線区市のまちづくり等への協力

外環の整備とともに周辺まちづくりや地域のコミュニティーの確保、環境への配慮等を行うことが重要であると考えています。

まちづくり等については、沿線区市を始め地域のみなさまからの具体的な提案を十分聴きながら検討を進め、適切な役割分担のもと必要な支援、協力を行っていきます。

3 沿線地域住民への説明と情報提供

地域のみなさまに検討状況の情報をわかりやすく、できる限り速やかにお知らせすることは非常に重要であると認識しています。そのため、「外環ジャーナル」の発行、「意見を聴く会」や「オープンハウス」などの開催、また環境への影響と対策については、環境影響評価準備書に先立ち、「環境への影響と保全対策」パンフレットの作成等、分かりやすい情報提供に努めてきました。

今後は、地域からの要望等を踏まえ、より地域に密着した具体的な課題についても検討していく必要があることから、沿線区市の協力を得ながら、より一層、地域のみなさまへ分かりやすく丁寧に説明し、情報が十分伝わるよう努めるとともに、住民参画により、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

第2 沿線区市の個別要望

1. ジャンクション・インターチェンジ周辺の環境整備について

(1) インターチェンジの設置により、インターチェンジに接続する道路の交通の流れは、交通量予測の検討結果から、大きな影響がないものと考えていますが、周辺的生活道路等へ進入する交通については、事業の進捗に合わせ、沿線区市、関係機関と協力の下、現地の状況の把握、インターチェンジ周辺の交通分析、将来の土地利用動向等を踏まえ、具体的な対策について地域のみなさまの意見を十分聴きながら検討し、適切な役割分担のもと進めていきます。

(2) インターチェンジへのアクセスおよび周辺の交通分散を図るため、周辺道路整備等を合わせて行うことが必要であると考えています。

このため関係する都市計画道路を区部及び多摩都市計画道路の整備方針において、優先整備路線として位置づけ、公表しました。

今後、沿線区市及び関係機関と協議・調整を図り、外環に関連して整備の必要性の高い周辺道路についての検討を進め、適切な役割分担のもとに、沿線住民の理解と協力を得ながら事業化を図っていきます。

(3) ジャンクション部やインターチェンジ部の蓋掛けや環境施設帯など地上部の利用計画については、地域のまちづくりに関連するため、地元の要望に応じて、具体的な案を検討する必要があります。今後、事業実施に合わせて、その手法も検討しつつ地域のみなさまの意見を十分に聴きながら沿線区市とともに具体的な検討を進めていきます。

(4) インターチェンジやジャンクションの設置に伴い、その周辺では既存の道路の機能回復や補完する道路の整備、蓋掛け部の有効活用等により、極力地域分断が生じないように努めていく必要があると考えています。

具体的な対策については、上記の地上部の利用計画や周辺のまちづくりの観点も含めて、地域のみなさまの意見を十分に聴きながら、沿線区市とともに検討を進めていきます。

2. 外環ノ2及び東名以南の外環整備について

(1) 外環ノ2については、本年4月に東京都と28市町で策定、公表した「多摩地域における都市計画道路の整備方針」において、「高速道路が地下化された場合に検討が必要な路線」と位置付けしました。今後、練馬区、杉並区の区間を含め、外環本線の都市計画変更の状況も勘案しつつ、ネットワークとしての必要性の検証、災害時の消火活動、救援・救急活動や都市の空間機能などの検証等を行うこととしています。

検討にあたっては、沿線地域におけるまちづくりの動向なども踏まえ、東京都としての考え方をとりまとめ、沿線区市と十分に協議をしつつ、地元住民の意見を聴いたうえで、なるべく早期に判断していきたいと考えています。

なお、沿線区市での検討に必要なデータについて、現段階で提示可能なものについてはできるだけ速やかに提示していきます。

- (2) 外環の東名以南は、環状道路の機能を発揮する上で必要であると考えています。今後、関越道から東名高速間の都市計画変更の状況等を踏まえつつ、速やかに関係行政間で具体的な調整に着手するなど、検討を進めていきます。

3. 外環計画により影響を受ける事項や今後の取り組みの流れについて

- (1) 外環の整備に合わせ地域のまちづくりを進めていくことは、沿線地域の安全性や快適性の向上、環境改善に寄与し、地域の活性化を図る上で重要であると考えています。各区市が主体的に進める地域のまちづくりに関して、円滑かつ効率的な進捗を図るため、まちづくりの構想段階からまちづくり協議会の設立する場合におけるアドバイザーの派遣、計画立案、事業実施等に係る技術的協力や、適切に補助制度を活用できるよう、支援に努めていきます。

- (2) 生活再建救済制度は、昭和41年の外環都市計画区域内の土地を対象に、相続の発生、建物の建て替え、土地の有効活用が図れないなど、生活設計に支障を来している地権者からの申し出に基づいて土地を取得する制度として、平成15年度より沿線区市の協力を得て実施しています。

引き続き、外環計画に関する建築制限により生活に支障となる地権者の皆様のための救済制度を進めていくことが必要であると考えています。なお、事業実施にあたり、外環計画に伴い移転を余儀なくされる方々には、一日も早く生活再建が図られるよう適切な補償を行うとともに、代替地対策、生活再建に関する相談など、十分な支援を行うよう努めていきます。

- (3) 予定路線である外環の整備手法や事業主体については、都市計画変更の手続き終了後、事業化する段階で決定することになり、国土開発幹線自動車道建設会議において、基本計画、整備計画に関する審議を経て、国土交通大臣が決定することになります。

現時点では外環の事業主体は未定ですが、国、東京都、関係機関で連携を図り、沿線区市の要望について適切に対応していきます。

平成18年10月25日

外環計画における諸課題の解決について（要望）【概要】

1. ジャンクション・インターチェンジ周辺的环境整備について

- (1) ジャンクションやインターチェンジの整備により、外環本線以外でも沿線地域内の交通量や流れが大きく変化し、生活環境への影響が懸念されている。現時点でこうした変化をどう予測・シミュレーションし、問題の発生に対してどのように対処しようと考えているか、明らかにすべきである。
- (2) 外環及びインターチェンジ開設時まで、周辺道路整備をどのように進める必要があると考えているのか、また事業主体側の責任においてどこまで整備しようと考えているのか、明らかにすべきである。
- (3) ジャンクション部やインターチェンジ部は可能な限り蓋掛けを行い、その上部や環境施設帯については、地元の利便にも供したいという意向を聞いているが、いつまでに、何について、どのような方法で検討を進めようと考えているのか、明らかにすべきである。
- (4) ジャンクション及びインターチェンジの整備により、地域・コミュニティの分断が生じることがあってはならないと考えるが、地域・コミュニティの分断対策として具体的にどのような方策を考えているか、明らかにすべきである。

2. 外環の2及び東名以南の外環整備について

外環の2の扱いや東名以南の外環整備については、現時点では今回の〈外環本線の都市計画変更を是とするかどうか〉の検討と切り離して考えることが出来ない課題となっている。そこで、

- (1) 現在、外環本線の都市計画案について各区市の意見が求められている段階であるが、外環の2については、外環本線の都市計画変更に伴い都市計画の変更が必要になる路線である。これまでの説明によれば、外環の2は要検討路線の位置づけのもと、住民の意見を聴きながら検討を進めていくとしているが、事業者としての基本的な考え方、今後の検討の具体的方向性などが不透明であるため、区市における外環本線の検討にも大きな影響を及ぼしている。そのため、現時点での基本的な考え方、都市計画変更へと至るまでの地元との協議・検討のプロセス、おおよその時期等について、明らかにすべきである。

また、この検討が幹線道路としての広域的な視点だけでなく、各区市の実態に即して進むよう、外環の2について区間を区切ることも想定した、交通量や流れのシミュレーション、延焼防止効果などの防災シミュレーション、移転家屋数や整備手法のモデル提示など、検討に必要な基本的データの提示を求めたい。

- (2) 東名以南の外環の整備については、現在の計画案で外環整備が進んだ場合は、早期整備が必要不可欠であると考え。外環道が湾岸道路までつながることにより、東名ジャンクション周辺の環境改善にも大きく寄与することが期待できることから、具体的な取り組みを進めることを強く要望し、早急に、今後の検討プロセスや基本的な考え方を提示されたい。

3. 外環計画により影響を受ける事項や今後の取り組みの流れについて

- (1) 外環の計画は、各区市が行う地域のまちづくりに対して大きな影響を与えるものと思われることから、その円滑かつ効果的な進捗を図る上で、補助制度の拡充など十分な手当てが必要と考える。各区市が行うまちづくりに対する支援策や協力体制、またその範囲について、基本的な考え方を提示されたい。
- (2) 外環計画について今回都市計画の変更手続きに入ったことを受けて、改めて生活再建救済制度のあり方についての検討が必要と考える。
都市計画線内に土地を有する住民の生活再建に資するという制度の趣旨に立って、制度の充実など、より広範に活用されることが必要と考えるが、基本的な考え方を提示されたい。
- (3) 現時点では、外環の整備についての事業主体が決まっていないと聞いているが、今後事業着手に至るまでのプロセス、またその中で事業主体を決定する方法や過程、また仮に事業主体が株式会社となった場合の国の関与や、その場合に各区市の要望をどのように確実に実現していくのかの方法について、明らかにすべきである。

4. その他

- (1) 外環の都市計画の変更は事業着手に道を開くものである以上、現段階での十分な検討と地元住民からの理解を得ることが不可欠である。先に述べたが、沿線各区市にとって外環計画は単なる道路計画ではなく、外環整備の結果としてまちづくり全般への大きな影響が予想され、この点からの十分な検討なくしては沿線住民からの理解は得られない。
そのため、沿線各区市で外環の都市計画変更案に伴う周辺まちづくり計画等の本格的な検討に入るため上記諸事項について、速やかなる見解の提示並びに具体的回答を求め、その回答を踏まえて、各区市の都市計画等まちづくりに関する本格的検討を前進させたいと考えるものである。
- (2) なお、本件については、各区市で行われている外環本線の都市計画変更に係る検討に必要な情報であり、1か月以内に誠意ある回答を求めるものである。

外環計画に関する沿線区市長共同声明

東京外かく環状道路（関越道～東名高速）「以下、「外環」という」については、現在、環境影響評価法並びに都市計画法に基づく手続きが進められている。

私達沿線6区市長は、首都圏における環状道路について、幹線道路の渋滞緩和等の観点から、その必要性を認識するものである。また、現在外環計画の中で検討されている地下方式を基本とする計画案についても、一定の評価を行うものである。

一方、外環計画における課題や取り組みについては、沿線6区市それぞれにおいて違いはあるが、地域住民の生活環境を守り、地域に根ざしたまちづくりを推進するという立場は共通である。

このことから、現在示されている計画案について、沿線地域住民の安全と安心の確保、良好な自然及び生活環境の維持、地域の活性化や利便性の向上等の視点から共通の課題について、とりまとめを行った。

については、沿線各区市の外環及び周辺地域に関する下記事項について、国並びに東京都が、確実に取り組むよう要請するものである。

なお、この共同声明を始めとして、今後も外環にかかわる様々な課題について協力し合い、国並びに都に要請していくこととする。

記

- 1 外環本線並びにジャンクション及びインターチェンジ周辺地域については、環境問題やコミュニティの分断など地域のかかえる課題に十分配慮した整備となるよう、地元自治体と十分協議し、整備内容を決定すること。
- 2 外環の2及び東名高速道路以南など、外環計画にかかわる未整理の課題について、国並びに東京都は責任を持って検討を行い、その解決に努めること。
- 3 外環計画については、引き続き沿線地域住民に十分な説明を行うとともに、最大限の情報提供を行い、理解を求めること。
- 4 外環のジャンクション及びインターチェンジ周辺の都市計画道路などの基盤整備については、その必要性、整備手法、時期等について地元自治体と十分協議し、国又は都の責任において取り組むこと。

5 外環沿線の各区市が行うまちづくりにおいて、外環計画により影響を受ける事項については、その円滑かつ効果的な進捗を図るため、補助制度の拡充など十分な対応を行うこと。

6 沿線各区市の外環及び周辺地域の整備に関する具体的要請に対しては、誠意ある回答を行い、本声明とともに最大限その実現に努めること。

以上、共同声明する。

平成18年10月25日

練馬区長 志村 豊志郎

杉並区長 山田 宏

武蔵野市長 邑上 守正

三鷹市長 清原 慶子

調布市長 長友 貴樹

世田谷区長 熊本 哲之